

三多摩社会教育交流集会・全国集会報告集会

市民の学習・表現活動を守り育む社会教育施設

～憲法・教育基本法・社会教育法の理念と九条俳句勝訴判決～

この間、三多摩支部の学習・交流会では、各市で進みつつある公共施設再編の動きと公民館・図書館等の社会教育施設の有料化や改変の問題を取り上げてきました。

国の主導のもと進められている各自治体の公共施設等総合管理計画において、公民館等の社会教育施設について、貸室機能にのみ着目し、他の施設と「複合化・多機能化」する等により、「効率的かつ効果的な」運営の検討が必要との方向が示されています。

このような状況で、私たち市民が自由に学び、表現する活動は果たして守られるのでしょうか。さいたま市公民館だよりで「梅雨空に『九条守れ』の女性デモ」の俳句が不掲載となり、作者が提訴。2018年12月、最高裁の上告棄却により、「違法・職員の故意過失・作者の思想信条の不利益」という東京高裁勝訴判決が確定しました。

「九条俳句訴訟」での勝訴では、社会教育法に規定された「公民館」であるからこそ、学びや表現の自由が守られるのだということが、裁判の過程で明らかにされました。

今回の学習・交流会では、九条俳句訴訟に深くかかわった佐藤一子さんをお招きして、九条俳句の問題を通して、憲法・教育基本法・社会教育法の理念と、それらの法を根拠として「市民の学習・表現活動を守り育てている」社会教育施設の役割と今後について考えます。各地で公共施設再編の波と向かい合っている皆さまの力となる学習・交流会です。ぜひご参加ください。

◆日時 10月29日（日）午後1時30分～4時30分

◆会場 国分寺立本多公民館ホール（国分寺駅北口徒歩8分）

◆内容 第1部：全国集会（関西集会）の報告～参加者から
第2部：学習会「市民の学習・表現活動を守り育む社会教育施設」
講演：佐藤一子さん

（東京大学名誉教授・九条俳句市民検証委員会共同代表）

◆定員 50名 ※事前の申込みをお願いします。

※新型コロナウイルス感染症の拡大状況により、会場が使用できない場合は中止とします。
マスク着用等の感染対策をしてご参加ください。

◆申込み 松田 090-8317-4237 E-mail: santama.syakyo@gmail.com

